

第9問	民法	委任契約	司法試験R5-28
-----	----	------	-----------

〔第9問〕

委任契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 受任者は、委任契約が終了した後は、遅滞なく委任事務の処理の経過及び結果を報告しなければならない。
- イ. 受任者は、委任事務を処理するに当たって収取した法定果実を委任者に引き渡す義務はない。
- ウ. 無償の委任契約であっても、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理しなければならない。
- エ. 委任者の死亡により委任契約が終了した場合であっても、急迫の事情があるときは、受任者は、委任者の相続人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。
- オ. 委任者の利益だけでなく、受任者の利益をも目的とする委任契約においては、委任者は、やむを得ない事由がなければ、契約を解除することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

第9問	民法	委任契約	正解 3
-----	----	------	------

ア正しい。 645条。受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。善管注意義務（644条）の一場面を表したものであり、報告内容を収支状況に関する計算義務に限定せず、およそ委任事務処理の経過・顛末全般としている。なお、「委任が終了した」とは、事務の処理が終わった場合であると、その他の事由により終了した場合であることを問わない。
したがって、本記述は正しい。

イ誤り。 646条1項後段。受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする。そして、この「果実」は、天然果実と法定果実を含む。
したがって、本記述は誤っている。

ウ正しい。 644条。受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。
その趣旨は、受任者は無償でも同一の義務を負うことを注意するとともに、委任者の委任事項を形式的に処理せず、自由裁量をもって委任者の信頼に応じるべきことを強調する点にある。
したがって、本記述は正しい。

エ正しい。 653条1号、654条。653条柱書は、「委任は、次に掲げる事由によって終了する。」と規定し、同条1号は、「委任者又は受任者の死亡」と規定している。その趣旨は、委任が当事者間の信頼関係に基づくから、当事者の死亡によって委任を終了させる点にある。
そして、654条は、「委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。」と規定している。
その趣旨は、事務の処理が中断することによって、委任者に損害を及ぼさないため、このような応急措置を認める点にある。
したがって、本記述は正しい。

オ誤り。 651条1項。委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。その趣旨は、委任は、当事者間の信頼関係を基礎とするものであるから、事務の処理がどのような段階にあるかに関係なく、また、何らの特別の事由がなくても委任の解除をすることができる点にある。
なお、委任の解除をした者は、委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによる

司法試験レベルもクリアできるクロスリファレンス学習【民法】

ものを除く)をも目的とする委任を解除する場合には、やむを得ない事由があったときを除き、相手方の損害を賠償しなければならない(651条2項2号)。
したがって、本記述は誤っている。

以上により、誤っている記述はイとオであり、したがって、正解は肢3となる。

【MEMO】